

1. 適合審査料金について

1. 戸建住宅 (申請新規及び変更申請)

1) 単独申請の場合

	基準	料金
(1)	耐震性に優れた住宅(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅または免震建築物)	¥38,000
(2)	省エネルギー性に優れた住宅	一次エネルギー消費量等級4以上
		断熱等性能等級4
(3)	バリアフリー性に優れた住宅(高齢者対策等級3以上)	¥28,000
(4)	耐久性・可変性に優れた住宅(劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上)	

2) ハウスプラスで評価書等(1)を取得している場合

	基準	料金	
(1)	耐震性に優れた住宅(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅または免震建築物)	¥5,000	
(2)	省エネルギー性に優れた住宅		一次エネルギー消費量等級4以上
			断熱等性能等級4
(3)	バリアフリー性に優れた住宅(高齢者対策等級3以上)		
(4)	耐久性・可変性に優れた住宅(劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上)		

(1) 評価書等とは、当社が交付した以下の書類で、所定の基準に適合することが証明できる書類を指します。
 (注意) 詳細は申請図書一覧をご確認ください

・設計住宅性能評価書 ・建設住宅性能評価書 ・技術的審査適合証(長期優良住宅又は低炭素建築物)
 ・認定通知書(低炭素建築物) ・贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書 等

2. 共同住宅 (申請新規及び変更申請)

1) 単独申請の場合

(1)	耐震性に優れた住宅(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅または免震建築物)	算定方法		
		延床面積が500㎡以下 かつ 3住戸以下	1住戸の料金(¥38,000) × 戸数	
		延床面積が500㎡以下 かつ 4住戸以上	基本料金 + 1住戸の料金 × 戸数 住戸数が20未満の場合は20として算出	
		延床面積が500㎡超		
		基本料金	1住戸の料金	
		500m2以下(4住戸以上)	¥135,000	¥1,000
		500m2超 ~ 1,000m2以下	¥175,000	¥1,000
		1,000m2超 ~ 2,000m2以下	¥250,000	¥1,000
		2,000m2超 ~ 5,000m2以下	¥325,000	¥1,000
		5,000m2超 ~ 10,000m2以下	¥410,000	¥1,000
		10,000m2超	当社までお問合せ下さい	

(2)	省エネルギー性に優れた住宅(一次エネルギー消費量等級4以上)	算定方法		
		4住戸以下の場合	延床面積が500㎡以下	1住戸の料金(¥37,000) × 戸数
		延床面積が500㎡超	基本料金 + 1住戸の料金 × 戸数	
		5住戸以上の場合		
		基本料金	1住戸の料金	
		500m2以下	¥90,000	¥3,000
		500m2超 ~ 1,000m2以下	¥125,000	¥2,000
		1,000m2超 ~ 2,000m2以下	¥165,000	¥2,000
		2,000m2超 ~ 5,000m2以下	¥170,000	¥2,000
		5,000m2超 ~ 10,000m2以下	¥225,000	¥1,000
		10,000m2超	当社までお問合せ下さい	
		住戸数が20未満の場合は20として算出		

(3)	・省エネルギー性に優れた住宅(断熱等性能等級4)	
	・バリアフリー性に優れた住宅(等級3以上)	
	・耐久性・可変性に優れた住宅(劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上)および一定の更新対策(2) (2)一定の更新対策:躯体天井高の確保(2.5m以上)および間取り変更等の障害となる壁または柱がないこと	
	算定方法	
延床面積が500㎡以下 かつ 3住戸以下	1住戸の料金(¥28,000円) × 戸数	
延床面積が500㎡以下 かつ 4住戸以上	基本料金 + 1住戸の料金 × 戸数	
延床面積が500㎡超		
	基本料金	1住戸の料金
500m2以下(4住戸以上)	¥36,000	¥3,000
500m2超～1,000m2以下	¥56,000	¥2,000
1,000m2超～2,000m2以下	¥93,000	¥2,000
2,000m2超～5,000m2以下	¥139,000	¥2,000
5,000m2超～10,000m2以下	¥143,000	¥2,000
10,000m2超	当社までお問合せ下さい	

2) ハウスプラスで評価書等(3)を取得している場合

基準		料金 (1住戸あたり)
(1)	耐震性に優れた住宅(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅または免震建築物)	¥5,000
(2)	省エネルギー性に優れた住宅	
	一次エネルギー消費量等級4以上 断熱等性能等級4	
(3)	バリアフリー性に優れた住宅(高齢者対策等級3以上)	
(4)	耐久性・可変性に優れた住宅(劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上)	

(3)評価書等とは、当社が交付した以下の書類で、所定の基準に適合することが証明できる書類を指します。

注意) 詳細は申請図書一覧をご確認ください

- ・設計住宅性能評価書 ・建設住宅性能評価書 ・技術的審査適合証(長期優良住宅又は低炭素建築物)
- ・認定通知書(低炭素建築物) ・贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書 等

3. その他の料金

1) 料金を減額するための要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・依頼者が年間開発戸数の全てをハウスプラスに申請する旨の年間契約を行う場合。
- ・ハウスプラスが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に審査業務依頼を行ったとき。

2) 料金を増額するための要件

- ・申請者の非協力その他当機関に帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- ・約款第6条第2項に基づき申請者が別件として申請した場合を除き、対象住宅証明書が交付される前に当初の申請内容から対象建築物の計画に変更があったとき。
- ・1. 適合審査料金についてに定める適合審査料金に含まれない業務を実施しなければ、審査が行えないとハウスプラスが判断したとき。

3) その他の料金

ハウスプラスは、次に掲げる場合に費用を別途請求できるものとする。

- ・事前相談
- ・その他ハウスプラスが必要と認めるとき。

取下げ手数料

取下げのタイミング	取下げにおける実費
受付前	実費なし(全額ご返金)
受付後・質疑前	一律¥5,000を実費とさせていただきます
ハウスプラスからの質疑書提出後	申込料金全額を実費とさせていただきます

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責に帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

3) 証明書の滅失、または汚損・破損による追加発行

(枚)

追加発行単位	料金
1住戸あたり	¥5,000